



〈問合せ〉

福祉事務所福祉係
☎ 75-4961

01

令和5年7月豪雨災害 義援金について

義援金配分を 受けられましたか？

**対象：居住のために使用している建物（住家）
が床下浸水の被害に遭った世帯**



福祉事務所福祉係へ被害届書の提出

※被害状況写真、振込を希望する世帯主名義の

口座がわかるものをご持参ください。
(通帳・キャッシュカード)

※被災状況確認のため現地調査を行う場合があります。

インターネットでの申請も可能です▶



**大雨で被災した世帯へ
義援金を配分します**

令和5年7月豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。令和5年7月豪雨災害の被災された皆様に対し、全国の多くの方々から義援金が寄せられました。皆様のあたたかいご支援、ご協力に感謝申し上げます。

これまでうきは市に寄せられた義援金と県からの配分を合わせた総額は、2110万1728円（10月31日時点）。市災害義援金配分委員会で決められた配分額を、居住のために使用している建物（住家）が被害にあわれた世帯を対象に、12月から順次口座に振り込んでいきます。



〈問合せ〉

福祉事務所福祉係
☎ 75-4961

02

令和5年度 住民税非課税世帯への 物価高騰対応支援給付金

【対象世帯】

基準日（令和5年12月1日）において住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯

①令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（3万円）を受給された世帯

決定通知書を郵送しています。前回と同じ口座へ振込みます。

② ①以外の世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯をのぞきます。

確認書を郵送しています。確認書の支給要件を確認し、必要書類とともに同封の封筒でご返送ください。

令和5年6月2日～11月30日の期間にうきは市に転入した方、または、令和5年度住民税申告を行っていない方がいる世帯

申請が必要です

ホームページはこちら↓



住民税非課税世帯1世帯あたり7万円給付します

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を給付します。対象となる世帯や支給手続きは左記のとおりです。詳細は公式ホームページからご覧ください。

